

# 中国出張社員の日中所得税申告手続き支援業務のご案内

中国現地の所得税申告手続きから日本での所得税外国税額控除手続きまで連携支援

中国華北地域で19年の実績を有する  
日系会計税務コンサルティング会社



中国大野木会計グループ  
大野木総合会計事務所  
北京大野木マイツ諮詢有限公司  
天津大野木マイツ諮詢有限公司

# 中国へ業務出張したことにより中国での個人所得税納税義務者となった場合

中国

日本

業務出張

中国滞在日数が暦年183日以上  
又は  
中国国内に日本企業PEありと認定

中国所得税納税資金を  
会社が負担



中国所得税の納税義務あり

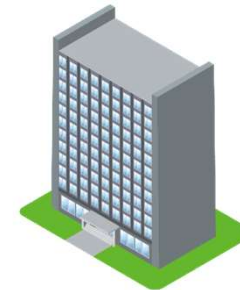
中国での自主申告が必要

会社が負担した中国税金  
は給与課税

中国税金を外国税額控除  
で取り戻しが可能



関係会社等



日本企業



連携して業務提供



中国大野木会計グループ

1. 弊社中国拠点が  
中国個人所得税申告納税  
手続きをサポート

2. 弊社東京事務所が  
所得税確定申告手続き  
(外国税額控除) をサポート

# 1. 中国出張者の中国での所得税申告手続き支援業務について

## 【中国での個人所得税納税義務について】

- ▷ 中国滞在日数が暦年183日以上となった場合には、中国の居住者として中国の個人所得税の納税義務が生じます。
- ▷ 中国滞在日数が183日未満であっても、中国国内機構から、中国払い給与や手当の支払いがある場合には、中国の非居住者として中国の個人所得税の納税義務が生じます。
- ▷ 中国出張者の所属企業である日本企業の恒久的施設が中国国内にあると認定された場合には、当該恒久的移設にかかる業務としての中国国内に入国している者は中国の個人所得税の納税義務が生じます。

## 【中国での個人所得税申告手続きについて】

- ▷ 中国居住者は確定申告手続きによる申告納税が可能
- ▷ 中国非居住者は納税義務が確定した月の翌月から毎月申告納税が必要
- ▷ 中国の所得税関連規定に基づき給与・賞与支給状況及び中国滞在期間等により課税対象金額を計算
- ▷ インターネット申告及び納付手続き方法を確認し、申告納税を行い、納税関係書類を取得

# 1. 中国出張者の中国での所得税申告手続き支援業務について

## 【中国個人所得税申告納税手続き支援業務】

### (1) 業務内容

- ① 中国個人所得税課税取り扱い事前確認（課税対象、申告方法及び納税方法）
- ② 中国個人所得税税金計算
- ③ 中国個人所得税申告手続き支援（インターネット申告準備及び申告手続き）
- ④ 中国個人所得税納付手続き支援（納税資金は自社手配）
- ⑤ 中国個人所得税納税証明取得手続き支援

### (2) 業務報酬見積：申告納税場所や対象人数により個別にお見積もりさせていただきます。

(注) 申告手続きはインターネット申告によるものとし、納税資金は自社で現地にて人民元でご用意いただきます。

## 2. 中国出張者の日本での所得税確定申告（外国税額控除）支援業務について

### 【日本での課税留意点について】

- ▷ 会社が負担した中国税金は負担をした月の給与として日本で課税対象となります。（グロスアップ計算）
- ▷ 中国で納税した中国所得税は、確定申告で外国税額控除を適用し日本の所得税から控除することができる場合があります。
- ▷ 各種所得控除や住宅ローン控除の適用を受け年税額がゼロ又は僅少な場合には外国税額控除による税額控除できる金額がない場合があります。
- ▷ 外国所得が発生した年（中国出張年）と外国税金が発生した年（中国税金申告納付年）が異なる場合には、外国税額控除の適用を受けるため複数年にまたがり確定申告を行う必要があります。

外国所得発生年（中国出張年）：外国税額控除限度額計算及び繰越する申告

外国税金発生年（中国税金申告納付年）：繰り越された外国税額控除限度額を基礎に外国税額控除を適用する申告

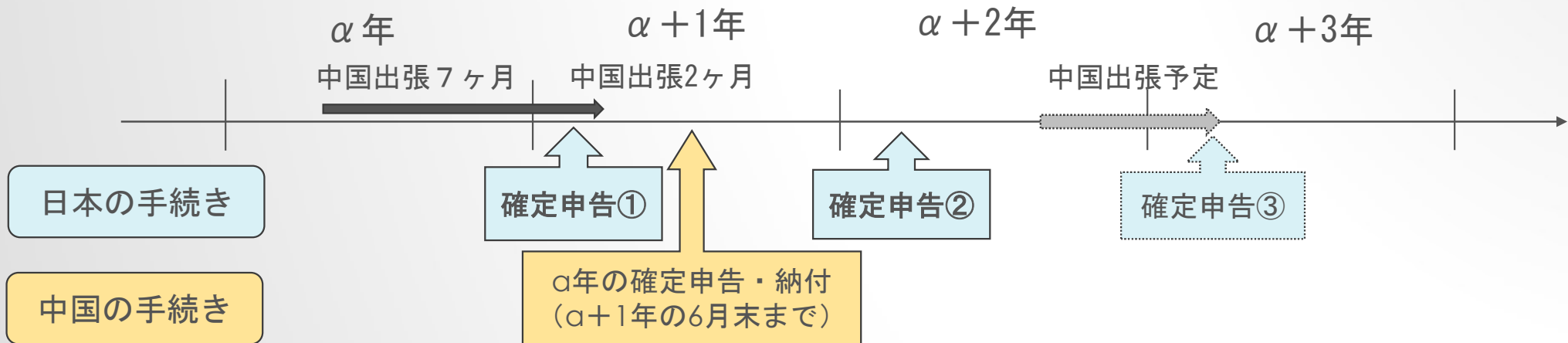
- ▷ **外国税額控除不足額又は控除余裕額の繰越は3年可能。**

当年の控除対象外国税金 > 控除限度額 ⇒ 控除不足額の3年間繰越控除可能

当年の控除対象外国税金 < 控除限度額 ⇒ 控除余裕額の3年間繰越使用可能

## 2. 中国出張者の日本での所得税確定申告（外国税額控除）支援業務について

### 【中国出張者の課税申告手続きの具体例】



#### 日本の手続き

- 確定申告①**：所得発生年（ $\alpha$ 年）分の確定申告（ $\alpha+1$ 年の2/16～3/15）**必要**  
 国外勤務日数に対応する所得金額を基礎に外国税額控除限度額を計算  
 控除対象外国税金＜控除限度額のため、控除余裕額を翌年に繰越すための確定申告
- 確定申告②**：外国税金納付年（ $\alpha$ 年+1）分の確定申告（ $\alpha+2$ 年の2/16～3/15）**必要**  
 国外勤務日数に対応する所得金額を基礎に $\alpha+1$ 年分の外国税額控除限度額を計算  
 $\alpha$ 年の繰越控除余裕額と $\alpha+1$ 年分の外国税額控除限度及び $\alpha+1$ 年に中国で納付した所得税を基礎に外国税額控除を適用するための確定申告
- 確定申告③**：確定申告②で中国で納付した所得税＞（繰越控除余裕額+ $\alpha+1$ 年分の外国税額控除限度額）の場合で、 $\alpha+2$ 年以降国外出張に伴う国外勤務所得の発生が見込まれる場合に、前年から繰り越された外国税額控除不足額を基礎に外国税額控除を適用するための確定申告 状況に応じて申告

## 2. 中国出張者の日本での所得税確定申告（外国税額控除）支援業務について

### 【所得税申告（外国税額控除適用）代理業務】

#### （1）業務内容

- ① 外国税額控除計算明細作成及び必要書類収集（外国税金納付書等）
- ② 所得税確定申告書作成及び電子申告（外国税額控除適用）

#### （2）業務報酬標準見積（消費税等別途）

中国出張年（外国所得発生年）と中国税金納付年の状況や申告者人数により個別にお見積もりさせていただきます。

（注）なお、申告手続きはe-TAXによる電子申告で行うものとします。

日中双方の所得税申告支援業務に関するお問い合わせは、以下までお気軽にご連絡ください。

【中国拠点】

北京大野木マイツ諮詢有限公司 電話 +86-10-6590-9180

天津大野木マイツ諮詢有限公司 電話 +86-22-2330-1118

担当：総経理 平出 和弘 (HIRAIDE KAZUHIRO) 日本国税理士

E-MAIL:hiraide@ohnogi-cpa. co. jp

【日本拠点】

大野木総合会計事務所 電話 03 - 5532-1677

担当：中国事業室室長 安達 友信 (ADACHI TOMONOBU) 日本国税理士

E-MAIL:adachi@ohnogi-cpa. co. jp



# 中国大野木会計グループの概要

## ▶ 華北地域で19年の実績

華北地域に進出する日系企業の会計税務から設立・組織変更・持分譲渡・撤退等各種手続きをサポートいたします。

## ▶ 日本国税理士と中国注冊会計師等の会計税務専門家が協働してサポート

設立当初より日本国税理士が常駐し、現地法人所属の中国注冊会計師・注冊税務師・注冊資産評価師・注冊内部監査師等の中国専門家とともに、中国進出日系企業の各種会計税務業務をサポートいたします。

## ▶ 豊富な日本語対応人材

日本語対応可能なナショナルスタッフも多く、日本語での対応及び意思疎通が可能です。

## ▶ 日本側でも中国駐在経験のある税理士がサポート

中国拠点駐在経験を有する日本国税理士が東京事務所に在籍しており、中国現地法人の親会社にかかわる各種税務相談、連結決算支援、中国進出・再編・撤退等日本親会社の中国子会社管理に関する相談等、日中双方の制度と実務を踏まえたサポートをいたします。

## ▶ 中国華北以外の地域は中国マイツグループと連携

中国華北以外の地域は、中国マイツグループ(中国本社:上海市)と連携しサポートいたします。

## ▶ 弁護士事務所や労務コンサル会社と連携

中国現地の法務・労務関係業務については、協力関係にある中国律師(弁護士)事務所や労務コンサル会社と連携しサポートいたします。

# 大野木会計グループ



OHNOGI ACCOUNTING GROUP  
URL: <http://www.ohnogi-cpa.co.jp>



## 大野木会計グループ

日本国 東京都港区虎ノ門  
大野木総合会計事務所  
(公認会計士・税理士事務所)  
株式会社ファイナンシャルマネジメンツ  
(会計・税務・財務コンサルティング)  
株式会社ジェイコンサルティング  
(財務・投資コンサルティング)

中華人民共和国 北京市・天津市  
北京大野木マイツ諮詢有限公司  
天津大野木マイツ諮詢有限公司  
(会計・税務・財務・投資コンサルティング)

業務提携: マイツグループ  
上海マイツ諮詢有限公司(上海・蘇州)  
大連・広州・香港マイツ諮詢有限公司  
(会計・税務・財務・投資コンサルティング)

## 中国拠点案内

□ **北京大野木邁伊茲諮詢有限公司** (BEIJING OHNOGI MYTS BUSINESS CONSULTING CO., LTD.)

住所：中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦820室

(Unit 820, The Beijing Fortune building, No5 Dongsanhuan Beilu, Chaoyang Beijing 100004 PRC)

電話 +86-10-6590-9180 FAX : +86-10-6590-9189

法人設立日：2010年8月3日 資本金：USD100,000 - 出資者：株式会社ジェイコンサルティング

□ **天津大野木邁伊茲諮詢有限公司** (TIANJIN OHNOGI MYTS BUSINESS CONSULTING CO., LTD.)

住所：中華人民共和国天津市和平区南京路189号津匯広場2座1401室

(Unit 1401, The Exchange Tower 2, 189 Nanjing Road, Tianjin 300051 PRC)

電話 +86-22-2330-1118 FAX : +86-22-2330-6608

法人設立日：2003年12月18日 資本金：USD140,000 - 出資者：株式会社ジェイコンサルティング

**【業務内容】**

中国投資コンサル、対日本投資コンサル、現地財務代行業務、現地財務コンサル、現地税務代行業務等（詳細9ページ以降参照）

**【運営メンバー】**

執行董事：大野木 孝之（公認会計士・税理士）

総経理：平出 和弘（税理士）、副総経理：安達 友信（税理士）

**【従業員数】**

北京：8名、天津：23名 注册会計師5名、注册税務師2名、注册内部監査師2名（資格重複保有者含む）

# 日本拠点案内

大野木総合会計事務所（公認会計士・税理士事務所）

株式会社ファイナンシャルマネジメンツ・株式会社ジェイコンサルティング

住所：東京都港区虎ノ門1-2-20第3虎の門電気ビルディング10F TEL：03 - 5532-1677 FAX：03 - 3504 - 2055

e-mail：info@ohnogi-cpa.co.jp HP：http://www.ohnogi-cpa.co.jp

代表者：大野木 孝之（OHNOGI TAKASHI）公認会計士・税理士・中小企業診断士

中国事業室：安達 友信（ADACHI TOMONOBU）税理士

従業員数：17名 公認会計士1名・税理士12名・社会保険労務士1名（資格重複保有者含む）

顧問：元国税局局長2名

## 【主な業務内容】

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 会社決算等各種会計業務                    | <input type="checkbox"/> 法人税・所得税・資産税等各種税務申告業務  |
| <input type="checkbox"/> 都市再開発事業に関する税務・会計コンサルティング       | <input type="checkbox"/> 不動産譲渡や相続等の資産税コンサルティング |
| <input type="checkbox"/> 合併・買収・営業譲渡・清算・会社分割等に関する税務・会計業務 |  |
| <input type="checkbox"/> 会社組織再編コンサルティング                 | <input type="checkbox"/> 起業コンサルティング            |
| <input type="checkbox"/> 財務・税務デューデリジェンス                 | <input type="checkbox"/> 中国ビジネスコンサルティング        |